



射水市こども条例

い みず し じょう れい

しあわ すこ せいちょう はか しゃかい じつげん
こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現をめざして



あなたは、世界にたった一人の大切な人。
あなたは、夢や希望に向かって自分らしく生きていくことができます。
そんなあなたの成長をおとなが支えます。

けんり
こどもの権利って？

あなたにできることは？

けんりじょうやく せかいじゅう
「こどもの権利条約」では、世界中のすべてのこどもたちが、
しあわ すこ そだ けんり さだ
幸せに健やかに育つためにもっているさまざまな権利が定められているよ。

いみずし けんりじょうやく かんが かつ
射水市では、「こどもの権利条約」の考え方をもとに、
いみずし じょうれい
「射水市こども条例」がつくられているよ。

とも
友だちと
なかよく
したいな

かぞく たいせつ
家族を大切に
する

さべつ
いじめや差別を
なくす

しゃかい
社会のきまりを
まも
守る

じぶん こうどう
自分の行動に
せきにん
責任をもつ

けんこう まも
1.いのちと健康が守られること

あんしん い
2.安心して生きること
たと さべつ ぎゃくたい たいばつ など
例えば、差別、虐待、体罰、いじめ等を
う
受けないこと。

わる かんきょう まも こま
3.悪い環境から守られ、困った
たす もと
ときには、助けを求めることが
できること

じぶん い
4.自分らしく生きること
たと こせい たいせつ
例えば、個性が大切にされること、
まも
プライバシーが守られること、ゆとりを
もって自分のペースで過ごすこと。

そだ
5.育つこと
たと てきせつ せいかつしゅうかん み つ
例えば、適切な生活習慣を身に付けるこ
と、
あそ ぶんかげいじゅつ など と く
遊び、文化芸術、スポーツ等に取り組む
こと。

じぶんじしん かんが
6.自分自身の考えをもって
の
述べること
かんが じゅうぶん き
おとなは、あなたの考えを十分に聞き、
あなたにとってどうすることがいちばん
かんが
よいのかを考えます。

ひょうげん なかま
7.表現すること、仲間を
つど
つくって集うこと
たにん きず めいわく
ただし、他人を傷つけたり、迷惑を
かけたりしてはいけません。



おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

こ なや そうごうそうだんしつ
子どもの悩み総合相談室（あんしんルーム）
☎0766-52-3122
✉ kodomo-soudan@city.imizu.toyama.jp

きょういুক きょういুকそうだんしつ
教育センター 教育相談室
☎0766-82-1678
✉ kyoiku-soudan@imizu.ed.jp

こ けんり しえん
子どもの権利支援センター「ほっとスマイル」
☎0766-55-2799
✉ palette.npo@gmail.com